

○飯能市山間地域振興支援事業補助金交付要綱

平成18年5月11日

告示第168号

改正 平成19年3月26日告示第76号

平成20年3月26日告示第67号

平成21年4月20日告示第127号

平成22年6月21日告示第185号

平成23年5月31日告示第166号

平成28年3月30日告示第103号

令和5年3月31日告示第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯能市山間地域振興支援事業実施要綱(平成18年告示第167号。以下「実施要綱」という。)第4条に基づき、飯能市山間地域振興支援事業を行う者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(平23告示166・一部改正)

(補助対象経費及び補助金の額等)

第2条 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

事業区分	補助対象経費	補助金の額
いきいきと住み続けたい地域づくり支援事業	推進団体が実施するいきいきと住み続けたい地域づくり支援事業に要する経費	補助対象経費の全額とし、事業開始初年度にあつては30万円、翌年度以降にあつては15万円を限度とする。
魅力ある地域づくり支援事業	推進団体が実施する魅力ある地域づくり支援事業に要する経費	
空き家の利活用に関する事業	推進団体が実施する空き家の利活用に関する事業に要する経費	

2 補助金の交付は、1事業区分につき1回を限度とする。ただし、事業を実施した翌年度以降において、引き続き補助金の交付を受けることが必要であると認められるときは、再度の申請をすることができる。

(平23告示166・全改、平28告示103・一部改正)

(申請書の様式等)

第3条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 会員名簿等
- (4) 事業の内容が分かる図面等
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平23告示166・一部改正)

(交付決定通知書等の様式)

第4条 規則第8条の通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業計画の変更等)

第5条 補助事業者は、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第7条第1項第1号又は第3号の規定により、あらかじめ飯能市山間地域振興支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業計画の変更又は中止の申請があったときは、その内容等を審査し、その結果について飯能市山間地域振興支援事業補助金変更(中止)承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の事業計画の変更又は中止の承認に当たり必要と認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第6条 市長は、事業の円滑な遂行のために必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(平19告示76・一部改正)

(状況報告)

第7条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行状況に関し、書面により市長に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第8条 規則第14条第1項の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 補助事業に要する経費等の算出内訳書
- (3) 事業精算書
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(平19告示76・一部改正)

(確定通知書の様式)

第9条 規則第15条第1項の規定による通知は、様式第6号により行うものとする。

(平19告示76・一部改正)

(書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備し、及び保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間とする。

(平19告示76・旧第11条繰上)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(平19告示76・旧第12条繰上)

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年告示第76号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第67号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第127号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年告示第185号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第166号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年告示第103号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第113号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

飯能市山間地域振興支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)飯能市長

団体の名称  
代表者 氏 名 ㊟  
住 所  
電 話 番 号

飯能市山間地域振興支援事業補助金の交付を受けたいので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 事業期間(予定) 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 4 事業費総額 金 円
- 5 補助金交付申請額 金 円
- 6 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 事業収支予算書
  - (3) 会員名簿等
  - (4) 事業の内容が分かる図面等
  - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

飯能市山間地域振興支援事業補助金交付決定(却下)通知書

第 号  
年 月 日

様

飯能市長



年 月 日付で申請のあった飯能市山間地域振興支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定(却下)したので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第8条第1項(第2項)の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付金額 金 円
- 3 支払方法
- 4 交付条件  
(却下理由)

(注) 交付決定の場合で上記の決定の内容又は条件に不服があるときは、この通知書を受け取った日から20日以内に文書で補助金等の交付申請の取下げをすることができます。

様式第3号(第5条関係)

飯能市山間地域振興支援事業補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日

(あて先) 飯能市長

団体の名称  
代表者 氏 名 ㊟  
住 所  
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について補助事業の内容を変更(中止)したいので、飯能市山間地域振興支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業期間(予定) 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 3 補助金交付決定額 金 円
- 4 変更(中止)理由
- 5 変更(中止)内容
- 6 交付申請額の変更 金 円
- 7 変更(中止)期日 年 月 日(予定)
- 8 添付書類
  - (1) 変更後の事業計画書
  - (2) 変更後の事業収支予算書
  - (3) その他変更(中止)内容のわかるもの

様式第4号(第5条関係)

飯能市山間地域振興支援事業補助金変更(中止)承認通知書

第 号  
年 月 日

様

飯能市長



年 月 日付けで申請のあった補助事業の内容の変更(中止)について、次のとおり承認したので、飯能市山間地域振興支援事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 承認の内容 年 月 日付け飯能市山間地域振興支援事業  
補助金変更(中止)申請書記載のとおり
- 3 承認の条件
- 4 交付申請額の変更 有 ・ 無
- 5 交付申請額変更の場合
  - (1) 変更前
    - ① 補助対象経費 金 円
    - ② 補助金等の額 金 円
  - (2) 変更後
    - ① 補助対象経費 金 円
    - ② 補助金等の額 金 円



様式第5号(第8条関係)

飯能市山間地域振興支援事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 飯能市長

団体の名称  
代表者 氏 名 ㊟  
住 所  
電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた飯能市山間地域振興  
支援事業が完了したので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第14条第1項の規定  
により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業実施期間 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 3 交付決定通知額 金 円
- 4 概算交付額 金 円
- 5 経費精算額 金 円
- 6 事業の経過内容及び効果
- 7 添付書類
  - (1) 事業実績書
  - (2) 補助事業に要する経費等の算出内訳書
  - (3) 事業精算書
  - (4) その他

様式第6号(第9条関係)

飯能市山間地域振興支援事業補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

飯能市長



年 月 日付けで実績報告のあった飯能市山間地域振興支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則第15条第1項の規定により通知します。

記

- |           |   |         |
|-----------|---|---------|
| 1 補助事業の名称 |   |         |
| 2 交付決定通知額 | 金 | 円       |
| 3 経費精算額   | 金 | 円(補助対象) |
| 4 補助率     |   |         |
| 5 交付確定額   | 金 | 円       |

様式第 1 号(第 3 条関係)

(平 2 3 告示 1 6 6 ・全改)

様式第 2 号(第 4 条関係)

様式第 3 号(第 5 条関係)

(平 2 3 告示 1 6 6 ・一部改正)

様式第 4 号(第 5 条関係)

様式第 5 号(第 8 条関係)

(平 1 9 告示 7 6 ・旧様式第 7 号線上、平 2 3 告示 1 6 6 ・一部改正)

様式第 6 号(第 9 条関係)

(平 1 9 告示 7 6 ・旧様式第 8 号線上)